

社会福祉法人大和町社会福祉協議会
役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大和町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には次のとおり報酬等を支給する。

- 1 会長及び副会長には別表1のとおり報酬を支給する。
- 2 会長及び副会長以外の役員には、報酬を支給しないこととし、理事会及びその他の会議または研修会への出席、監事監査を行う場合に別表2のとおり費用を弁償する。ただし、関係行政機関の職員である役員については支給しない。また、交通費の実費が別表2の費用弁償額を超える場合には、役職員給与等支給規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合別表2の費用弁償は行わない。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員に対する報酬等は、次の各号により支給する。

- 1 報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日にあたる時は、役職員給与等支給規程第5条に準じた日とする。
- 2 費用弁償については、前項に規定する役員へ理事会等の出席時に支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 報酬額

- ・ 会 長 月額 50,000 円
- ・ 副会長 月額 10,000 円

別表2 費用弁償額

- ・ 日額 1,500 円